

令和 4 年
第 9 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和4年第9回立川市農業委員会総会日程

日時 令和4年9月22日（木）午後3時

会場 205会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	相続税納税猶予に関する適格者証明について
議案第3号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和4年第9回立川市農業委員会総会

令和4年9月22日(木)

立川市役所205会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

次長 奥野 武司 君

係長 熊谷 寛 君

主事 小林 史弥 君

午後 2 時 5 8 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。定刻より若干ちょっと早いんですが、皆さんそろいましたので始めたいと思います。

本日は、やっここで天気になった中、忙しいところ出席いただきまして大変ありがとうございます。

何点か、ちょっとまず報告させてもらいたいと思います。

立川市果樹品評会における特別賞の交付についてということで、こちらは立川市農業委員会会長賞をお渡しいたしましたので、お願いします。

あと、もう 1 点は、お手元にも行っているかと思います。国分寺市農業委員会との意見交換会ということで、当日の内容もこちらのほうに書いてあります。かなりいろいろと意見交換ができて、非常によかったかと思います。

例えば、国分寺市さんは生産緑地に対して肥培管理の基準がないということで、ぜひここでつくりたいということで、立川としても、特に改善計画を出しているというような話をしたら、うちでもそういうのをやってみようかなとか、逆に、うちのほうでも何点か聞いて、貸借の件で、特に南砂川地区、十番地区は国分寺と接してしまして、その中で、今、国分寺の方とも、ちょっと借りたいという方も現在いらっしゃるので、その辺について事務局同士で今後やり取りをして、ぜひ他市をまたいで貸借も行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしますというような形で話しておきましたので、今後そういった形で進められたらいいのかなと思います。あと、細かい内容はこちらに書いてあります。目を通していただきたいと思います。

本日は、引き続きの案件も非常に何件も多いですし、適格者、あと 3 条、それと農地パトロールなどありますので、大分時間がかかる可能性がありますので、ぜひ委員の皆さんにはスムーズに議事が進むよう御協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいまより令和 4 年第 9 回立川市農業委員会総

会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本日の総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は16番の島田加美委員、17番の鈴木和昌委員にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項(1)事務報告、(2)農地法第5条第1項第7号の規定による届出が6件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

次長 本日、局長が別の会議と重複しておりまして、局長が会長として仕切らなければいけない会議ということで、私のほうから報告をさせていただきます。

報告事項(1)事務報告でございます。

8月29日(月)、農地中間管理事業担当者会議及び農地貸借担当者会議がウェブにて開催され、事務局が参加してございます。

8月30日(火)、主任職員協議会がウェブにて開催され、事務局が参加してございます。

9月2日(金)、広報研修会がウェブにて開催され、事務局が参加しております。

9月7日(水)、令和4年度第2回農地パトロールを実施してございます。

9月13日(火)、北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会がウェブにて開催され、委員の皆様にご参加いただいております。

9月20日(火)、国分寺市農業委員会が立川市役所に来庁され、肥培管理基準について意見交換会を開催いたしました。会長、職務代理、両部会長及び事務局が参加しております。

委員会といたしましては、9月15日（木）、9月の総会に向けた現地調査、本日、22日（木）午後3時より第9回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

本日以降の予定でございます。

10月4日（火）、農業委員会土地利用部会長・農業経営部会長研究集会がウェブにて開催予定で、両部会長及び事務局が出席予定となっております。

10月13日（木）、北多摩地区農業委員会連合会理事会が清瀬市役所で開催され、会長、事務局次長が出席予定でございます。

10月14日（金）、農業委員会職員現地研究会が厚木市にて開催され、事務局が出席予定でございます。

委員会といたしましては、10月17日（月）、10月の総会に向けた現地調査、25日（火）午後3時より第10回総会、終了後、全員協議会の開催を予定してございます。

報告事項の（1）事務報告については以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第5条第1項第7号の規定による届出6件について御報告いたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は錦町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は畑。面積は315㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は西砂町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は5.86㎡。転用目的は雑種地でございます。

3件目。農地の所在は砂川町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は135㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は一番町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は2,842㎡。転用目的は住宅用

地でございます。

5件目。農地の所在は一番町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は32㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

6件目。農地の所在は上砂町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は347㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題に呈します。なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や現地調査に当たった委員の補足説明の終了後、農地を借り受けるに当たって、これからの経営方針などについて意思確認を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について御説明いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、使用貸借により貸借権の設定を行いたいという内容でございます。

農地の権利移転、設定については、農地法第3条第2項に許可することができない場合が列挙されております。

①として、借受人が取得しようとする農地及び既に所有している農地について、必要な機械の所有状況や従事者の数から見て、効率的に利用して耕作をすると認められない場合。こちら

が全部効率利用要件となります。

②として、借受人またはその世帯員等が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合。なお、常時従事の判断は年間150日以上となつてございます。こちらは農作業常時従事要件となつております。

続いて、③として、農業経営面積が当該取得予定の農地を含め、別段の面積基準を定めていない都道府県においては50aに達しない場合。こちらは下限面積要件となつております。

④として、農地の集団化、農作業の効率化等、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる場合。こちらは地域との調和要件となつております。

以上の要件を全て満たすと認められる場合、農地の権利設定の許可を受けることができるということでございます。

今回許可を受けようとする農地は西砂町の1筆。農地の貸付人及び借受人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

現地調査を9月15日、会長、岡部委員、粕谷委員、鈴木和昌委員、横幕委員、事務局で行いましたので、御報告いたします。

略図1を御覧ください。こちらの農地は西砂町4丁目の市街化調整区域内にあり、総合リサイクルセンターの東に広がる農地です。令和3年に元の所有者がお亡くなりになり、大阪に居住されている親族の方に遺贈されたものになります。貸付人と借受人との関係は、本日追加資料としてお配りした相関図概略を御参照ください。

まず、許可要件①、全部効率利用要件ですが、農地について効率的に利用して耕作が可能かどうかの判断となりますが、現状、御本人以外の世帯員も従事されており、また、現地調査の際にトラクター等も確認済みで、労働力及び器具についても問題ないと考えられます。

許可要件②、農作業常時従事要件ですが、借受人は年間250日、両親も100日から150日従事されておりますので、要件を満たしているものと考えます。

許可要件③、下限面積要件は、今回の申請面積のみで50aを超えており、問題ありません。なお、瑞穂町においても27a弱の農地を耕作されていることを付け加えさせていただきます。

許可要件④、地域との調和要件ですが、現行耕作されている瑞穂町においても農産物直売所の会員として参画もしており、立川でも参画を希望されております。また、技能向上のため積極的に指導いただきたいという意向も伺っており、要件としては問題ないものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、農地法第3条第2項に規定する許可をすることができないものではないと考えてございます。

なお、今回の申請が許可されますと、下限要件が満たされることから、今後、贈与による所有権移転も検討されていると伺っております。

議案第1号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

調査を担当された委員さんから補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を岡部委員、粕谷委員、鈴木和昌委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、まず初めに、岡部委員、お願いします。

9番 こちらの畑は現状は何も作られていないような状況なんですけれども、先々代の方から、いずれは譲り受けるという話があったのは聞いたことがあるんですけれども、想定外に相続が立て続けにあったもので、ちょっと複雑な状況になってしまったんです。

ただ、この譲受人は大変若くて、また、お父さんもいつも一緒に来て、我々近くの間人に対しても今後指導を受けたいという話を積極的にもらっておりますので、うまくやっていけるんじゃないかなと感じております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷委員、お願いします。

3 番 畑のほうもきれいに耕うんしてありましたし、農機具等に関しては、この畑を使うに当たって、先代の亡くなられた方がトラクターをちょうど買い替えたばかりだということで、それを譲り受けてやるということで、当日乗ってこられました。大ききから言っても十分なものだと思います。また、小型の耕運機等も軽トラックに載せて持ってきていまして、そのほかにもあって、トラクターはこちらのほうで、先代の方のところに置かせてもらって、小型の耕運機等を自分の家から運んでくるようなお話をしていました。

後を継がれる方、この引き受ける方もかなり若い方で、いろいろな、ここに書いてあるとおり、ジャガイモなど、サツマイモと書いてありますが、キャベツなどに関しては御近所で作ってられる方もいらっしゃるので、その方にいろいろお聞きしてやっていきたいというお話をしていました。まず問題ないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木和昌委員、お願いします。

1 7 番 農地に関しましては境界も確認できました。また、この地図上の真ん中、やや下にあります四角いものなんですけれども、納屋がありまして、その北側、地図で言いますと上部のほうに相続で出た、若干農地とは関係のないようなものが置いてあったのですが、これは徐々に片づけていくということでした。道路のほうからよく見えてしまうので、逆に、ごみが捨てられないかという心配もありましたので、早急に片づけるように指導いたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、よろしくお願いします。

1 1 番 今、事務局と農業委員さんから説明のあったとおり、問題はないと思います。ごみに関しては、特に道路から見るとこ

ろにごみがあると捨てられやすいということで、指導があったように思います。息子さんもお父さんも若くて頼もしいと思いました。

議長 ありがとうございます。

今、各委員さんから報告がありましたとおりでございます。これからこの後、御本人の方がお見えになります。その中で再度ごみについて、また、その近くにも桑の葉が結構生い茂って、毛虫などもすごくたかっていたりしているので、今後もそういうことのないようにということで、お願いしていきたいと思っております。

ということで、以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問、確認事項がありましたら、お願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、許可を前提として申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人の方には農地法第3条の規定による許可申請について十分御理解を得ていると思いますが、申請農地につきまして農業委員会の総会において、その意思を改めて確認させていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、金子職務代理から質問をお願いします。

2番 本日はお疲れさまです。ありがとうございます。

幾つか質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

農地法第3条の許可に当たっては幾つかの要件があります。経営農地について効率的に利用し耕作することや、その事業に必要な機械の所有の状況などです。

そこで、現地調査の際にも確認させていただきましたが、本

日改めて2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目。今回の権利を取得される農地を含めた経営農地の肥培管理や、今後の生産物及び作業計画についてのお考えをお聞かせください。

2つ目に、農作業に必要な常時従事者の確保などについて、どのように考えているか、お聞かせを願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

申請人 それでは、失礼をいたします。

まず、1点目ということですが、現在農地として所有しておりますのが約2.6aぐらいということで、今回の申請農地が約5,400というふうなことです。それと合わせて、また別に、ちょっと瑞穂にもまた農地がありますので、それを合わせまして約1haに足りないあたりで農業をしようかなというふうに思っております。

2点目の、恒常的な農業従事者の確保でございますが、今、私と妻がやっておりますけれども、次男が、20代ですけれども、今後農業をやりたいというふうなことの意味を持っておりますので、それを中心にして営農をやりたい、このように考えております。

2番 ありがとうございます。

ちょっと広い、広大な農地なので、大変かと思っておりますけれども頑張ってください。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで御質問等ありましたら、お願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 そうしたら、私のほうからお願い等ございますので、お願いしたい。

先日、現地調査も見させていただきまして、これから植え付けとかがあるかと思っております。その前に、当日もお話したように、周りのごみ等をきれいにしていただいて、あと、資材置場とかのところにございました桑の木が、かなり大きくなってい

ましたね。もうアメリカシロヒトリみたいなのが結構たかっていたので、それも早めにきれいにしていただきたいと思います。

今後、それとあと、近くに地元の農業委員さんがいらっしゃいますので、何か分からないことがあったら、ぜひいろいろ聞いていただきたいと思いますので、ぜひ頑張って、こちらは息子さんがやられるということになっていますよね。なので、ぜひ御家族と協力して耕作に励んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

申請人 今後ともよろしくお願ひします。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、許可することに決めます。ありがとうございました。

次に、議案第2号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第2号、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を9月15日、会長、島田加美委員、内野委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は上砂町4丁目の1筆、5丁目の2筆になります。略図1-1を御覧ください。略図1-1は、見影橋公園の西側にある自宅に隣接する農地です。ナスやピーマンなどが植え付けられており、敷地内には3か所ウド室が掘られていました。耕作できる場所は狭いのですが、きちんと耕うんされており、境界も確認できました。南側隣地との境の木が越境していたため剪定すること、剪定枝や資材が残っていたため撤去することを、後日、委員より指導することといたしました。

続いて、略図 1 - 2 を御覧ください。略図 1 - 2 は、上砂川小学校の西側に広がる農地です。里芋が植え付けられておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。この農地はこれから分筆を行うため、略図上の北側が特例農地となる予定です。

議案第 2 号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第 2 号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を内野委員、島田加美委員、横幕委員、私、鈴木会長の順でお願いします。

それでは初めに、内野委員、お願いします。

8 番 この方なんですけれども、略図 1 - 1 なんですけれども、土地は狭いんですけれども、一応そこには先ほど言われたとおり、ニンジン、ナス、キャベツ、あとウドの穴が 3 か所ありました。南側の家との垣根が、ちょっと枝が出ていたので、その剪定のお願いをしました。

略図 1 - 2 なんですけれども、境界石も確認できましたし、きちんと耕うんされていて里芋が植えられていました。特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、島田加美委員、お願いします。

16 番 この方のところは自宅北側の畑です。境界の石に関しましては確認もできました。作られているものは自家消費という事です。また、植木のほうの自宅についたところが野木になっておりましたので、剪定のほうをお願いして、これは今日、ちょっと確認に行ったんですが、ちゃんと剪定はされておりました。それとあと、いろいろなものがあるのに関しましては、まだこれから随時やるということでは、先ほど申しましたけれども、あと、ウド穴ですか。3 つそこにあるということです。

あと、略図 1 - 2 ですが、ここに関しましても、境界の石は全体的にはありましたが、分筆をするということで、まだそこを、それに関しましては支柱を立てて置いていただいて確認をいたしました。また、里芋が植え付けられております。

畑の管理につきましては良好だと思っておりますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今、委員さんがおっしゃったとおりです。

1 については、少し散らかっているものを片づけるような指導がありましたけれども、境界等、確認できまして、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告いたします。

当日、地元の農業委員の鳴島委員が、どうしても出られない用がございまして、代わりまして島田委員のほうで御本人と事前に場所等、確認をさせていただいて、先ほど報告の中の内容についても御本人に話をさせていただきました。

当日、本人の方がいらっしゃらなかったということで、これは大事な案件ですので、当日いていただくのが、やはり大事なことだと思うんですね。なので、御家族の方、どなたでもいいから誰か出てくださいとお願ひしまして、お母さんには来ていただいたということで。相続の猶予ということですので、そういうことで、ちょっと本人にも話もさせていただきました。

全体的に問題はないんですが、先ほど報告がありましたとおり、自宅と農地の境のところ、略図 1 - 1 のところの木が、かなり農地のほうに出ているので、そこをきれいにしていただくのと、あとは問題はないですね。

あと、略図 1 - 2 は、一部石がなかったというのは、もう道路がかかる農地があるということで、その部分は、もう印だけはつけていただいてということでありました。なので、全体

的には問題はないということでございます。

全体は以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問をお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人には相続税の猶予制度について十分御理解いただいていると思いますが、本総会において改めて意思確認をさせていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、納税猶予が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

まず初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問したいと思います。

それでは、初めに鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 よろしくお願ひいたします。

台風が過ぎて、また明日からも台風ということで、貴重なお時間の中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは、納税猶予制度のあらましと確認事項をお話しさせていただきますので、お答えを願ひしたいと思います。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になる

ことも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 まず、私自身、当然ながら生涯にわたって農業を続けていく意思でございます。家族の協力と申しますか、子供はまだ大学生と高校生なので、すぐどうこうというのは難しいと思いますが、妻がお手伝いというか、手伝ってくれる予定でおりますので、その点も、万が一、私が営農できないとかとなった場合でも、妻がやってくれると思いますので、その点は大丈夫です。よろしくをお願いいたします。

17番 ありがとうございます。

いろんな役職を受けられたりもしていると思いますので、お忙しいでしょうけれども、体には気をつけてお願いいたします。ありがとうございます。

議長 続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 雨の合間の日、忙しい中、お越しいただきありがとうございます。

先ほどの質問と、ちょっと重なるような部分もあるかもしれませんが、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができ

るようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、十分に御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 納税猶予制度の申請地も含めてなんですけれども、もともと私の家の農地というのは少なめなので、今回ちょっと畑が減少してしまうんですが、その農地を当然ながら肥培管理するのは、もう私自身です。

ほかの農地を借りることはあるかもしれませんが、貸すことは、まずあり得ないですね。先ほどの鈴木部会長へのお答えと一緒に、重なっちゃいますが、私自身が全て管理して、農地のほうは作物を作って、市場なり、みの一れなりに出荷して農業経営を続けていきたいと思っております。農地を貸すということは、まず100%ないですね。よろしくお願いします。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適正に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いします。先ほども鈴木委員からもありましたけれども、健康には十分留意されて頑張っていたいただきたいと思えます。ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで御質問がありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人の方にお願いがございます。

 ただいま両部会長から、いろいろと質問にお答えいただきまして、ありがとうございます。

 相続税猶予制度は国の制度でございます。3年に1回、税務署に報告する義務がございます。その前に農業委員会で現地の肥培管理も見させていただきますので、またそのときには御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それと、肥培管理も引き続きお願ひしたいと思います。

 両部会長から質問をしていただいた内容が、こちらの封筒に入っておりますので、お帰りになりましたら、御家族にもう一度こちらを見ていただいて、納税猶予制度というのはこういうものですということを御確認いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

 今日はお忙しい中、ありがとうございました。またこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

申請人 すみません。最後にちょっといいですか。

 先週の15日の現地の確認のときに留守にしていまして、大変失礼いたしました。一番東の島田委員には、代わりと言っ
ては……。大変失礼でしたけれども、いろいろと御説明をして
いただきまして、ありがとうございました。

 ありがとうございました。以上です。

 〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。

 議案第2号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、
証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

 ……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに
決めます。

 続きまして、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨
の証明について、15件を議題に呈します。

 なお、3号の案件のうち、委員の世帯に関わる案件がありま

すので、当該案件の際、一旦退室をお願いしたいと思います。

それでは、議案第3号の1について事務局より説明をお願いいたします。

次長 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1件目、御説明いたします。

現地調査を9月15日、申請者、会長、高杉委員、清水清史委員、田中委員、清水茂男委員、内野委員、岡部委員、鈴木和昌委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

議案第3号の1、特例農地は柏町2丁目の9筆と3丁目の6筆になります。略図1-1を御覧ください。略図1-1は、砂川七番の西、五日市街道とすずかけ通りに挟まれ、自宅の裏に広がる農地で、柿や栗などの果樹類のほか、サツマイモやナス、エビイモなどが植え付けられており、ハウス内にはバナナもありました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。なお、家裏の木の枝が伸びていたため剪定すること、剪定枝の処分をすることを指導してございます。略図1-2を御覧ください。略図1-2は、立川双葉幼稚園の東に位置する農地で、シトウやナス、ピーマンなどが植え付けられておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。北側の道路沿いには桜があり、道路を通る方の春の楽しみになっているとのことでした。一方で、ごみの投棄には困っているとのこと伺ってございます。

説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

1番、清水清史委員、お願いいたします。

5番 この方の畑は3か所に大きく分かれていまして、境界線のほうは確認済みです。夏野菜と秋野菜並びに果樹のほうを栽培していまして、当日は栗を収穫していらっしやいました。2か

所ほど剪定枝がそのまま置いてありましたので、片づけるように依頼してあります。全体的に、畑はもうきれいに管理されていて、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 1 - 1 ですけども、6年前に行ったときは物すごく鬱蒼と茂っておりまして、それが、3年前には空が見えるようになりまして、今回行きましたら、本当に畑らしくなっていて感激しました。なおかつ、除草剤を使えば簡単ですけども、ここにはシロバナタンポポが20株残っているの、それは残したいというわけで、簡単に除草剤も使わないという、いろいろ努力をしておられるなということが分かりました。

2については、先ほど事務局から説明があったんですけども、周辺に桜が植わっていますので、この2のところは、今、何も植えられていませんけれども、ナノハナを植える予定だということでした。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問がありましたらお願いします。ありませんね。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号の1について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、議案第3号の議案の続きにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第3号の2、特例農地は若葉町2丁目の1筆と3丁目の1筆になります。略図2-1を御覧ください。略図2-1は、東部連絡所の南東、五日市街道の南に広がる農地

です。ケヤキなどが植え付けられており、下草はほとんどありませんでした。北東の境界が確認できなかつたので、確認するよう指導がありました。全体的に樹勢の管理ができておらず、多くの木々が越境していたため、剪定するよう指導がありました。略図 2 - 2 を御覧ください。略図 2 - 2 は、東部連絡所の北東、若葉大通りの南に広がる農地です。2 - 1 と同様、植木を育てておりましたが、こちらの肥培管理は良好で、境界も確認できました。剪定枝が残っていたため、片づけるよう指導がありました。

続いて、議案第 3 号の 3、特例農地は栄町 3 丁目の 3 筆になります。略図 3 を御覧ください。略図 3 は、立川通りと東立川駐屯地の間で自宅裏に広がる農地です。ナスやニンジン、ネギなど多品種がハウスと露地に植え付けられておりました。全体的には肥培管理もされており、境界も確認できました。

続いて、議案第 3 号の 4、特例農地は栄町 1 丁目の 2 筆になります。略図 4 を御覧ください。略図 4 は、栄緑道の東で、国分寺市と立川市の市境に当たる農地です。オクラやトマトを栽培しており、一部植木も育てておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 3 号の 5、特例農地は柏町 4 丁目の 1 筆と砂川町 7 丁目の一筆になります。略図 5 - 1 を御覧ください。略図 5 - 1 は、日大二高グラウンドの北側に位置する農地で、栗が植え付けられておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図 5 - 2 を御覧ください。略図 5 - 2 は、国立音楽大学の西側で、西側が公園、それ以外は住宅に囲われた農地で、栗が植え付けられておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。一方、下草が生えないよう管理したことで砂が舞い、周囲の住民から苦情が出たため、草を低めに生やすことにしたとのことを伺っております。

続いて、議案第 3 号の 6、特例農地は砂川町 6 丁目の 1 筆と柏町 2 丁目の 2 筆及び砂川町 6 丁目の 3 筆になります。なお、6 と 7 は同一世帯のため、略図を一括で記載させていただいて

おります。略図 6 - 1 を御覧ください。略図 6 - 1 と略図 7 は、国立音楽大学の南西、西武拝島線の南側に広がる農地で、キュウリやトマト、カボチャなどが植え付けられており、境界も確認でき、肥培管理は良好でした。略図 6 - 2 を御覧ください。略図 6 - 2 は、第十小学校の北側、五日市街道とすずかけ通りの間で自宅の裏に広がる農地で、レタスやインゲン、ネギ、ブロッコリーなど多品種を露地とハウスで栽培しておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 3 号の 7、特例農地は砂川町 6 丁目の 3 筆になります。先ほど同様、6 - 1 と 7 の略図を御覧ください。日大二高グラウンドの北西、玉川上水の南に広がる農地で、キャベツやブロッコリー、ラッカセイなどが植え付けられておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 3 号の 8、特例農地は砂川町 5 丁目の 5 筆と 6 丁目の 2 筆になります。略図 8 - 1 を御覧ください。略図 8 - 1 は、砂川五番の西、五日市街道の北に延びる農地で、ネギやナス、ラッカセイのほか、栗も栽培しておりました。境界も確認でき、肥培管理もされておりましたが、畑地の間に植えているお茶の木がかなり大きく育っており、剪定するよう指導がありました。なお、この特例農地の西側、42番地にも短冊状に農地があり、ここも以前は納税猶予地でしたが、平成 22 年 1 月 26 日付で税務署より通知があり、免除という扱いになってございます。略図 8 - 2 を御覧ください。略図 8 - 2 は、玉川上水の南側で千手橋と宮の橋の間に位置する農地で、コニファーや桜などが植え付けられておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 3 号の 9、特例農地は砂川町 4 丁目の 3 筆と 8 丁目の 1 筆になります。略図 9 - 1 を御覧ください。略図 9 - 1 は、砂川四番の阿豆佐味天神社の北側で、自宅の南北に位置する農地、梅のほか、里芋やナスなどが植え付けられておりました。敷地入り口の境界が不明瞭でしたので、委員より境界を明確にするよう指導がありました。肥培管理は全体的にきれ

いにされておりましたが、一部、梅の木が大きくなり過ぎていたので、剪定するよう指導がありました。略図 9-2 を御覧ください。略図 9-2 は、武蔵村山市境に位置する農地で、梅が植え付けられておりました。全体的に肥培管理はされておりましたが、切り株が残り、何も植え付けていない箇所もありましたので、改めて梅などを植えるよう指導いたしました。農地の北側は、よい土壌の土があるからと搬入したところ、雨で土が流れた後に砂利がかなり混じっていて、困っているとのことでした。

続いて、議案第 3 号の 10、特例農地は上砂町 2 丁目の 2 筆になります。略図 10 を御覧ください。略図 10 は、砂川三番西の流泉寺の西側、自宅の南北に位置する農地で、栗やブルーベリーが植え付けられておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 3 号の 11、特例農地は砂川町 4 丁目の 4 筆になります。略図 11 を御覧ください。略図 11 は、砂川三番交差点の北東に位置する農地で、主に自家消費用のナスやトマト、ピーマンのほか、虫よけとしてマリーゴールドが植え付けられておりました。全体として肥培管理はされておりましたが、敷地内にある樹木の剪定枝が大量に残っており、少しずつ処分するよう指導がありました。オオスズメバチの巣作りの場として好まれる格好の環境になっているという状況でございました。

続いて、議案第 3 号の 12、特例農地は砂川町 2 丁目の 1 筆になります。略図 12 を御覧ください。略図 12 は、大山団地東交差点の北西に位置する農地で、ニラやニンジン、ネギが植え付けられておりました。境界は確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 3 号の 13、特例農地は西砂町 2 丁目の 2 筆と 3 丁目の 1 筆になります。略図 13-1 を御覧ください。略図 13-1 は、西砂小西交差点の北、自宅の裏に位置する農地で、ゴーヤやパプリカ、柿が植え付けられておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。略図 13-2 を御覧ください。

さい。略図 1 3 - 2 は、西砂小学校の西に広がる農地で、キウイ、里芋、ニンジンなどが植え付けられておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第 3 号の 1 4、特例農地は西砂町 4 丁目の 3 筆になります。略図 1 4 を御覧ください。略図 1 4 は、西砂会館の西、西砂川街道の北側で、自宅及び豚舎の裏に広がる農地で、主に自家消費用として、ナスやダイコン、サツマイモなど多品種の野菜が植え付けられておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。一部は販売しているとのことですが、販売量を増やすよう話がありました。また、植木の剪定や資材を整理するよう指導もありました。

最後に、議案第 3 号の 1 5、特例農地は西砂町 1 丁目の 5 筆になります。略図 1 5 を御覧ください。略図 1 5 は、西砂町宮沢交差点の南東、自宅の裏に広がる農地で、ピーマンやナス、キャベツ、ブロッコリーなどが植え付けられておりました。肥培管理は良好でした。境界は大半が確認できたのですが、北側の一部が埋もれていて見つからなかったため、近日中に確認するよう指導がありました。北側のコブシの木が大きくなり過ぎているため、剪定するよう指導がありました。

議案第 3 号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第 3 号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。なお、6 番と 7 番の方は同一世帯ですので、一括とさせていただきます。

補足説明、2 番を鈴木会長、横幕委員、3 番と 4 番を高杉委員、横幕委員、5 番から 8 番、田中委員、横幕委員、9 番、清水茂男委員、横幕委員、10 番から 12 番を内野委員と横幕委員、13 番を岡部委員と横幕委員、14 番を岡部委員と横幕委員、15 番を鈴木和昌委員と横幕委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、まず初めに 2 番ですね。こちらは私のほうから報告させていただきます。

こちらの方は植木を生産しております。略図2-1のところの、大分植木が、特にケヤキですかね。大きくなってしまして、隣接している方の屋根のほうにケヤキが大分伸びているので、そちらの枝を、とにかく近日中に早く剪定してもらおうようにしておきました。

あと、略図2-2ですね。こちらについては、ちょうど調査の前の日にも伺ったんですけれども、そのときも、ちょうど剪定もしてしまして、当日行きましたときに、まだ剪定の枝等がちょっと積んである状態でしたので、こちらのほうをなるべく早く撤去していただきたいということで、お願いをしてきました。

こちらについては以上です。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 2 番については、1 も 2 も、いずれも伸び過ぎた木については切るような指導があったと思います。境界は、1 については確認いたしました。

議長 続きまして、3 番、4 番を高杉委員、お願いします。

1 2 番 3 番の方ですが、この方は野菜を生産してしまして、境界の確認はしました。それから、畑に消毒をやった除草剤が出しっ放しにしてあったので、片づけるように指導しました。それから、ハウスの周囲に若干草が生えていたので、大きくなならないうちに処分するように伝えました。

それと、4 番の方ですが、この方は野菜と、あと植木をやっていました。露地ではオクラと、あと、植木が植わってしまして、あと、ハウスが4 棟ぐらいあって、ハウス内がトマトをやっているということで、今、消毒中でした。肥培管理については普通だと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 3 番の畑は、実はうちのすぐ前にありますので、毎日見ておりまして、その並んでいるもう1つの畑と比べると、大変き

れいだなというふうに思っていました。特に問題はなかったと思います。

4番のところは、遊歩道のそばですので、毎日散歩する人に見られているというところもありますけれども、比較的きれいに管理されていたと思います。逆に、散歩する側は、きれいな畑を見て気持ちはいいんですけども、畑の所有者から見ると、朝の散歩者は非常に大きな声で話をするので、それがどうなんだろうという。笑い話ですけれども出ました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、5番から8番を田中委員、お願いします。

10番 5番の方ですけども、5番の1と5番の2ですか。両方とも栗の木を植えておられまして、栗のいが等は穴を掘って、その上にネットを置きまして腐らせているということで、大分きれいな畑でございました。問題はないと思います。

続きまして、6番、7番の方ですが、略図6-1、6-2でございしますが、この方は息子さんが大分きちょうめんな方で、どの畑を見てもきれいな畑ばかりでした。全然問題ないと思います。

8番の1と2でございしますが、8番の1のほうは、茶の木が結構伸びておりましたので、茶の木のほうを刈るようお願いいたしました。8番の2のほうですが、植木が植えられておまして、ここの畑のほうもきれいになっておりましたので、問題ないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 5番の方ですが、特に問題はなかったと思います。

6番です。6-2ですが、この畑そのものは大変きれいに管理されておりました。近くというか、隣に非常に大きなハウスが建っております、このハウスが建つときには、実は事前調査をやったんですけども、それについては何の問題もなかったんですけども、実は、建ってから、後、雨が降ったりなんかし

たときに、隣ですので、そのハウスからの雨が飛んでくるとい
う、そういうちょっとした苦情もありました。

作るとき、建てるときには一応調査をして、オーケー、ゴー
サインを出すんですけども、その後、どういうふうなことが
起きるのかということまでは、あまり想定できませんので、今
後、そういうものは見る必要があるのかなというふうに思いま
した。

それから、8番のところです。こちらはきれいに管理されて
いて、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、9番を清水茂男委員、お願いします。

14番 この方ですが、略図9-1のほうですが、自宅の南と北に
畑が両方あります。北側の畑には里芋等が植えられていました。
梅の木が少し畑のほうに出ていたので、その枝の剪定をするよ
うに伝えました。自宅の南側の畑なんですけど、こちらは梅の木
が全面に植えられていました。1か所ですが、境界石がはっき
りしていませんので、その境界石をはっきりするように指導い
たしました。

略図9-2のほうですが、こちらも全体的に梅の木が植わっ
ているのですが、植えられていない部分が大分ありますので、
梅の木等を植えるように指導いたしました。全体的に肥培管理
は良好で、梅の木の实や野菜等は、みの一れのほうで販売して
いるということです。特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 今、委員さんがおっしゃったとおり、特に問題はないと思
います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、10番から12番を内野委員、お願いします。

8番 まず、10番の方なんですけれども、農作業のほうは申請
者と娘さんの御主人が主にやっているそうです。一部、ブルー

ベリーの下に、ちょっと草が生えていたんですけれども、鳥よけ用のネットが張ってあるので、それを外したら草刈りを始めたいとおっしゃっていました。境界石も確認できましたし、肥培管理も良好で、特に問題ありません。

11番の方なんですけれども、結構畑にはいろんな作物が植わってまして、里芋、サツマイモ、ブルーベリー、ダイコン、あとブドウもやっぺいらっぺいまして、自家消費と、残った野菜を庭先販売しているそうです。あと、作物の周りにマリーゴールドが植えられていて、それは虫よけとして植えているそうです。あと、さっきもあつたんですけれども、剪定の枝がかなり山積みになっていましたので、そこは見た感じ、ちょっとうちの畑にもオオスズメバチが飛んできているので、それが巣を作っちゃうと困るので、なるべく早めに片づけるように言っておきました。

あと、12番の方なんですけれども、境界石も確認できましたし、肥培管理も良好で、特に問題ないです。土地のほうは狭いんですけれども、ほかにも農地を持っていて、取れた野菜は軒先販売をしているそうです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 特に問題はなかったように思います。

それから、11番、12番については特に言うことはないです。

議長 ありがとうございます。

続きまして、13番を岡部委員、お願いします。

9番 こちらのほうの13-1及び13-2なんですけれども、野菜を中心にキウイと柿がありました。境界石は全て確認できましたし、圃場は大変きれいに管理されておりますので、全く問題ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 すみません、1 3 番ですが、大変きれいに管理されていて問題はありません。

議長 続きますして、1 4 番を、こちらも岡部委員でしたね。すみません。お願いします。

9 番 こちらの方なんですけれども、本業は養豚のほうの主なんですけれども、かなり広い畑で多品目の野菜が作られておりました、自家用が主なんですけれども、余ったものに関しては、近くの花屋さんに持って行って販売してもらっております。境界石は確認できましたし、特に問題はないと思います。
以上です。

議長 続きますして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 養豚と畑と両方で、なかなか大変だと思いますけれども、頑張っておられるようでした。問題はないと思います。

議長 続きますして、1 5 番を鈴木和昌委員、お願いします。

1 7 番 肥培管理は良好で、その点に関しては問題ありません。先ほど次長からもお話がありましたが、樹木の枝の伐採の要請をしております。また、1 か所、境界石が見つからないところがあったんですが、この略図では農道の位置が分からないのですが、図面上は農道が南北に真っすぐになっており、そのとおりに境ができていようになっていたんですが、実際は東側に向けてカーブしており、そのカーブに沿って野菜を植え付けていたため、もしかしたらその中に埋まっている可能性もありますので、その野菜が、今、ナスが植わっているんですけれども、なくなった後に一回掘り起こしてみたいということでしたので、もうちょっと待ってはいかがでしょうかと思います。
以上です。

議長 続きますして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今、鈴木委員がおっしゃったとおり、境界石についてはおっしゃったとおりです。ほかについては問題はありません。

議長 ありがとうございます。

大分たくさんありますけれども、ただいま説明がありました件について、何か質問がありましたら、お願いしたいと思います。

す。ありませんか。いいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、3件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告いたします。

議案第4号の1、土地の表示は上砂町5丁目の2筆となります。申請面積は合わせて1,296㎡、申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続いて、議案第4号の2、土地の表示は錦町6丁目の1筆となります。申請面積は2,956㎡、申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続いて、議案第4号の3、土地の表示は錦町6丁目の1筆となります。申請面積は415㎡、申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第4号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第4号について、調査を担当された委員から補足説明をお願いします。なお、2番と3番は同一の相続となりますので、一括してをお願いします。

それでは、初めに、1番を鳴島委員、お願いします。

7番 この方ですが、先ほども来ていただいたと思うんですけれ

ども、父親である方と立川のウドを中心に農家をやっていただき、そのほかにブロッコリー、カリフラワー等を長年にわたり親子で一生懸命頑張ってきたという状況で、一生懸命畑をやっておりましたということです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番、3番を井上委員、お願いします。

15番 この方は、2と3は同じ敷地を分筆して分かれている状況ですので、同じ敷地なんです。図面で言うと2と3になっていますけれども、同じところが2つに分かれている。先代がやっぱり植木をやっていたので、植木用の緑地が随分あったんですが、ただ、ちょっと売れそうもない木もやっぱり、途中で枯れていたりする木もあったりするので、そういうものを伐採するようにお願いしました。それと、近隣に迷惑がかからないようにというので、周りのほうの周囲の枝は随分と切り払っている様子でした。下草もあったので、それもきれいにさせていただくようにという話をしてあります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いします。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、その他で何かありますか。

次長 特段ございません。

議長 ありがとうございます。

ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

す。

次回の農業委員会は10月25日火曜日、午後3時から、205、こちらの会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後4時21分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員